

大海保育園に関する情報の公表

第1 公表が義務付けられた情報の公表について

1 園のホームページで公表する書類について

園のホームページで公表する書類は、次のとおりです。

- (1) 社会福祉法人徳寿会 **定 款**
- (2) 社会福祉法人徳寿会 **役員等名簿**
- (3) 社会福祉法人徳寿会 **役員等報酬等支給基準**

2 財務諸表等電子開示システムによる公表について

「計算書類」、「現況報告書」は、標記のシステムによる公表を行なっておりますので、そちらをご覧ください。

3 事務所への備え置き書類について

大海保育園に関して公表する全ての書類(上記1, 2を含む。)は、事務所に備え置いてあります。

閲覧希望の方は、事務所へお申し出ください。

第2 保育園の自己評価について

大海保育園に勤務する全職員(保育士、栄養士など)の自己評価を踏まえて、園長が行った自己評価は、「平成29年度 保育園の自己評価について」のとおりです。

社会福祉法人徳寿会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

(イ) 保育所大海保育園の経営

(ロ) 地域子育て支援拠点事業つぼみクラブの経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人徳寿会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の子育て世帯等を支援するため、無料又は低額な料金を福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を山口県山口市秋穂東978番地1に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員の報酬等については、無報酬とする。

- 2 評議員には費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会で別に定める。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置く。議長は、その都度、評議員の互選によって定める。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第十二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第十三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、理事の解任の決議については特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上が出席し、その三分の二以上をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任

- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

第四章 役員及び職員

（役員の定数）

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、2名を業務執行理事とする。

（役員の選任）

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退

任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 理事会に議長を置く。議長は、その都度、理事の互選によって定める。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 山口県山口市秋穂東字北川978番地1所在の鉄骨造スレート葺2階建大海保育園園舎一棟(1階518.60平方メートル 2階73.44平方メートル)

(2) 山口県山口市秋穂東字北川978番1所在の大海保育園敷地(1628.16平方メートル)

(3) 山口県山口市秋穂東字北川977番所在の大海保育園 駐車場(380平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、山口市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、山口市長の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、山口市長の認可(社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を山口市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人徳寿会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は

電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	徳	光	典	男
理 事	徳	光	艶	子
〃	中	村	朝	野
〃	大	村	昌	弘
〃	田	中	茂	穂
〃	小	松	ア	ヤノ
監 事	藤	中	秀	幸
〃	菅	野	敦	義

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人徳寿会 役員等名簿

評議員	氏名	職業	任期
1	松田 治登	無職(たのSEA秋穂づくり協議会会長、元公立小学校及び山口県教育庁勤務など)	H29.4.1～H33.6
2	原田 洋子	無職(山口市社会教育委員会議長、元山口県庁及び秋穂町役場勤務など)	H29.4.1～H33.6
3	中村 純子	無職(民生委員、人権擁護委員、元短期大学勤務など)	H29.4.1～H33.6
4	福田 郁子	無職(山口市食生活改善推進協議会秋穂支部長など)	H29.4.1～H33.6
5	濱崎 早都	無職(山口市秋穂天神区自治会区長など)	H30.4.1～H33.6
6	徳光 康美	県嘱託職員(相談員)	H29.4.1～H33.6
7	大島 順子	小児科勤務(栄養士)	H29.4.1～H33.6

役員(理事・監事)

理事	氏名	職業	任期
1	徳光 壮一	理事長 大海保育園園長	H29.6.17～H31.6
2	徳光美由紀	業務執行理事 大海保育園事務	H29.6.17～H31.6
3	田中 茂穂	業務執行理事 会社員(元秋穂町議会議員など)	H29.6.17～H31.6
4	小松アヤノ	自営業手伝い(元福祉推進委員など)	H29.6.17～H31.6
5	米村 順子	無職(元総務省行政相談委員など)	H29.6.17～H31.6
6	森田 葉子	無職(民生委員、児童委員)	H29.6.17～H31.6

監事	氏名	職業	任期
1	藤中 秀幸	税理士、行政書士	H29.6.17～H31.6
2	菅野 敦義	無職(元銀行員、元保護司)	H29.6.17～H31.6

社会福祉法人徳寿会 役員等報酬等支給基準

(目的)

第1条 この支給基準は、社会福祉法人徳寿会（以下「この法人」という。）の定款第8条（評議員の報酬等）及び第21条（役員等の報酬等）の規定に基づき、評議員及び役員（以下「評議員等」という。）の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 この支給基準で、役員とは、理事及び監事をいう。

(評議員等の報酬等)

第3条 評議員等の報酬については、無報酬とする。

2 評議員等には、別表「費用弁償基準」の費用を弁償することができる。

(重複支給の防止)

第4条 評議員等が同一日に開催された評議員会、理事会及び評議員選任・解任委員会に重ねて出席（兼務している場合を含む。）した場合、第3条第2項の費用弁償金を重複して支給しない。

2 この法人及び施設（大海保育園）の職員を兼務する評議員等には、この支給基準を適用しない。

(公表)

第5条 この法人は、この支給基準を、報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第6条 この支給基準の改正は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この支給基準は、平成29年6月17日（定時評議員会の議決日）から施行する。

費用弁償基準

(趣旨)

- 1 この基準は、評議員等に対する費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償額)

- 2 費用の弁償は、下記に記載したところによる。

記

区 分	航空賃	鉄道賃	船 賃	車 賃	日 当	宿泊料 (一夜につき)
評議員会 理事会 評議員選 任・解任委 員会	実 費	運賃額	二 等	37円/km バス、タクシー 使用の場合は実 費とする。 ただし、秋穂地 区内、秋穂二島 地区内及び防府 市台道地区内は 日当のみ。	3,000円	10,000円 ただし、主催者側が宿 泊場所指定の場合は、 その宿泊費等は実費と する。
研修費 旅 費	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

平成29年度 保育園の自己評価について（園長名 徳光壮一）

1 保育園の基本		1月
① 保育士一人一人が自己評価を行い、その問題解決のために向上心をもって取り組んでいる。		3
② 園長・主任は「保育士として基本的なこと」を伝えている。		3
③ 子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育の大切さを伝えている。		3
2 保育課程の編成		
① 子どもの実態を把握して、保育目標の設定や共通理解が図られている。		3
② 保育目標達成のための取り組みを、各クラスにおいて実践している。		3
③ 目標達成のための取り組みを評価して、次年度に生かして改善している。		3
3 健康・安全管理		
① 保育指針に示された願い及び内容が、達成されるような保育課程や指導計画になっている。		3
② 指導計画に基づいて、一貫性と柔軟性を尊重した保育をしている。		3
③ 子どもの発達に必要な経験が得られるような環境が構成されている。		3
④ 職員間で「子どもの理解」を深め、適切な指導をしている。		3
⑤ 子どもの実態に応じて、直接的、具体的な体験活動をしている。		3
⑥ 保育目標の具現化のための行事計画になっている。		3
4 保護者支援		
① 園長・主任の園務分掌の内容がはっきりしており、自分の仕事を責任をもって行っている。		3
② 個を大切に、豊かな集団の育成をめざしたクラス経営を進めるとともに、各クラスの連携が円滑に行われている。		3
③ 危機管理意識をもち、緊急時に対応できる体制を整えている。		3
④ 研修に前向きに取り組み、成果を実践に生かしている。		3
⑤ 園内外の研修は、計画的に実施している。		4
5 資質向上に向けた姿勢		
① 子どもの個人記録等は、個人情報保護法に基づいて管理している。		3
② 職員に守秘義務を周知徹底している。		3
③ 帳簿類が適切に記載され、整理保管されている。		3
④ 定期的に施設整備・遊具等の安全点検をしている。		3
⑤ 園運営が円滑に行われるよう適切に予算を執行している。		3
6 地域に根ざした保育園		
① 小学校と連携し、交流する機会をもっている。		3
② 人材・施設・情報等の交流を通して、地域社会に開かれたものとなっている。		2
③ 子どもの心身の発達や育児不安等について、気軽に相談できるように配慮している。		3
④ 園生活の子どもの様子を保護者や地域社会に伝えている。		3

※ 評価・・・次の基準によって、評価欄に4・3・2・1と記入する。

- 4・・・十分できている
- 3・・・ほぼできている
- 2・・・やや不十分である
- 1・・・不十分である

※ 評価時期は、保育士の自己評価（12月）をうけて、1月に記載する。